

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書

日本国政府及びスイス連邦政府は、

二千十年五月二十一日にベルンで署名された議定書によって改正された千九百七十一年一月十九日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約（以下「条約」という。）及び条約の不可分の一部を成す二千十年五月二十一日にベルンで署名された議定書（以下「条約の議定書」という。）を改正することを希望して、
次のとおり協定した。

第一条

条約前文中「所得に対する租税に関し、二重課税を回避するための条約を締結することを希望して、」を次のように改める。

両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する両国間の協力を強化することを希望し、

所得に対する租税に関して、脱税又は租税回避を通じた非課税又は租税の軽減（第三国の居住者の間接的な利益のためにこの条約において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁りの^{あき}仕組みを通じたものを含む。）の機会を生じさせることなく、二重課税を除去するための条約を締結することを意図して、

第二条

条約第二条1(a)を次のように改める。

(a) 日本国については、

- (i) 所得税
- (ii) 法人税
- (iii) 復興特別所得税
- (iv) 地方法人税
- (v) 住民税

（以下「日本国の租税」という。）

第三条

1 条約第三条1(h)を次のように改める。

(h) 「国際運輸」とは、船舶又は航空機による運送（当該船舶又は航空機が一方の締約国内の地点の間においてのみ運用され、かつ、当該船舶又は航空機を運用する企業が当該一方の締約国の企業でない場合における運送を除く。）をいう。

2 条約第三条1(j)(ii)を次のように改める。

(ii) スイスについては、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

第四条

1 条約第五条2(g)を削る。

2 条約第五条2の次に次の3を加える。

3 建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事については、これらの工事現場又は工事が十二箇月を超える期間存続する場合に限り、恒久的施設を構成するものとする。

3 条約第五条4中「5」を「6」に、「3」を「4」に改める。

4 条約第五条3、4、5及び6をそれぞれ同条4、5、6及び7とする。

第五条

条約第七条を次のように改める。

第七条

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、2の規定によつて当該恒久的施設に帰せられる利得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 この条及び第二十三条の規定の適用上、各締約国において1に規定する恒久的施設に帰せられる利得は、企業が当該恒久的施設及び当該企業の他の構成部分を通じて果たす機能、使用する資産及び引き受ける危険を考慮した上で、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う分離し、かつ、独立した企業であるとしたならば、特に当該企業の他の構成部分との取引においても、当該恒久

的施設が取得したとみられる利得とする。

3 一方の締約国が、いずれかの締約国の企業の恒久的施設に帰せられる利得を2の規定によつて調整し、それに伴い、他方の締約国において租税を課された当該企業の利得に租税を課する場合には、当該他方の締約国は、その利得に対する二重課税を除去するために必要な範囲に限り、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たり、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

4 他の条で別個に取り扱われている所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第六条

条約第九条2を次のように改める。

2 一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、その算入された利得が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであろう条件であつたとしたならば当該一方の締約国の

企業の利得となつたとみられる利得であるときは、当該他方の締約国は、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たり、この条約の他の規定に妥当な考慮を払うものとし、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

第七条

条約第十条2及び3を次のように改める。

2 一方の締約国の居住者である法人が支払う配当に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該配当の額の十パーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である法人が支払う配当に対しては、当該配当の受益者が、他方の締約国の居住者であり、かつ、次の(a)又は(b)の規定に該当する場合には、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 当該配当の支払を受ける者が特定される日を含む三百六十五日の期間を通じ、次の(i)又は(ii)に掲げるものの十パーセント以上を直接又は間接に所有する法人。当該期間の計算に当たり、当該配当の受

益者である法人又は当該配当を支払う法人の合併若しくは分割又は法的な形態の変更の直接の結果として行われる所有の変更は、考慮しない。

(i) 当該配当を支払う法人が日本国の居住者である場合には、当該法人の議決権

(ii) 当該配当を支払う法人がスイスの居住者である場合には、当該法人の発行済株式又は議決権

(b) 年金基金又は年金計画（当該配当が、第三条1(k)(ii)に規定する活動によつて取得される場合に限る。）

第八条

1 条約第十一条1から4までを次のように改める。

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である利子に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、債務者若しくはその関係者の収入、売上げ、所得、利得その他の資金の流入、債務者若しくはその関係者の有する資産の価値の変動若しくは債務者若しくはその関係者が支払う配当、組合の分配金その他これらに類する支払金を基礎として算定される利子又はこれに類する利子で

あつて、一方の締約国内において生ずるものに対しては、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

2 条約第十一条6中「1から3まで」を「1及び2」に改める。

3 条約第十一条5、6、7、8及び9をそれぞれ同条3、4、5、6及び7とする。

第九条

1 条約第十五条2(a)を次のように改める。

(a) その報酬の受領者が、当該年において開始し、又は終了するいずれの十二箇月の期間においても、

合計百八十三日を超えない期間当該他方の締約国内に滞在し、

2 条約第十五条3を次のように改める。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が、船舶又は航空機の通常の乗組員の一人として、国際運輸に運用される船舶内又は航空機内において行う勤務について取得する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。ただし、当該船舶又は航空機が他方の締約国

の企業によつて運用される場合には、当該報酬に対しては、当該他方の締約国においても租税を課することができる。

第十条

条約第十六条を次のように改める。

第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の取締役会又はこれに類する機関の構成員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十一条

条約第二十一条を次のように改める。

第二十一条

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は

訓練のために受け取る給付（当該一方の締約国外から支払われるものに限る。）に対しては、当該一方の締約国においては、租税を課することができない。事業修習者の場合には、この条に定める租税の免除は、当該一方の締約国内において最初に訓練を開始した日から四年を超えない期間についてのみ適用する。

第十二条

条約第二十一条のAを次のように改める。

第二十一条のA

この条約の他の規定にかかわらず、匿名組合契約その他これに類する契約に関連して一方の締約国の居住者である匿名組合員が取得する所得に対しては、当該所得が他方の締約国内において生じ、かつ、当該他方の締約国におけるその支払者の課税所得の計算上控除される場合には、当該他方の締約国において、当該他方の締約国の法令に従って租税を課することができる。

第十三条

1 条約第二十二条のA 1、3、5(a)、6(a)及び7中「第十一条3(c)、(d)若しくは(e)」を「第十一条1」に

改める。

2 条約第二十二條のA 8 (d) (i) (cc) 中「第十一條3 (c)、(d)若しくは(e)」を「第十一條1」に改める。

第十四條

条約第二十三條6の次に次の7を加える。

7 日本国が、スイスの居住者が取得する所得に対して、この条約の規定を適用して租税を免除する場合又は第十條2若しくは第十一條2の規定を適用する場合には、3の規定は、当該所得については、適用しない。

第十五條

条約第二十四條3中「第十一條8」を「第十一條6」に改める。

第十六條

1 条約第二十五條1を次のように改める。

1 一方又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることとなると認める者は、その事案につき、当該一方又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別

に、いずれかの締約国の権限のある当局に対して申立てをすることができる。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2 条約第二十五条4の次に次の5から12までを加える。

5 (a) 一方又は双方の締約国の措置によりある者がこの条約の規定に適合しない課税を受けた事案について、1の規定に従つて当該者が一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、

(b) 当該事案に対処するために両締約国の権限のある当局が要請した全ての情報が両締約国の権限のある当局に提供された日から三年以内に、2の規定に従い両締約国の権限のある当局が当該事案を解決するための合意に達することができない場合において、

当該者が書面により要請するときは、当該事案の未解決の事項は、仲裁に付託される。ただし、当該未解決の事項についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が既に決定を行った場合には、当該未解決の事項は、仲裁に付託されない。当該事案によつて直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合を除くほか、当該仲裁決定は、両締約国を拘束するものとし、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。両締約

国の権限のある当局は、この5の規定の実施方法を合意によつて定める。

- 6 (a) 一又は二以上の同一の事項に関する事案について裁判所又は行政審判所において手続が係属中であることを理由として、一方の締約国の権限のある当局が、1及び2の規定に従つて両締約国の権限のある当局の合意によつて事案を解決するための手続（以下この条において「相互協議手続」という。）を停止した場合には、5 (b)に規定する期間は、当該事案に係る裁判所若しくは行政審判所の手続が停止され、又は当該事案に係る訴訟若しくは審査請求が取り下げられるまで、進行を停止する。

- (b) 事案の申立てをした者及び一方の締約国の権限のある当局が、相互協議手続を停止することについて合意した場合には、5 (b)に規定する期間は、その停止が解除されるまで、進行を停止する。

- (c) 事案によつて直接に影響を受ける者が5 (b)に規定する期間の開始の後にいずれかの締約国の権限のある当局によつて要請された追加の重要な情報を適時に提供しなかったことについて両締約国の権限のある当局が合意する場合には、当該期間は、その要請された情報の提出の期限とされた日に開始し当該情報が提供された日に終了する期間と等しい期間延長する。

- 7 (a) 仲裁人の任命については、次の規則を適用する。

(i) 仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する三人の個人である仲裁人によつて構成される。

(ii) 各締約国の権限のある当局は、一人の仲裁人を任命する。このようにして任命された二人の仲裁人は、仲裁のための委員会の長となる第三の仲裁人を任命する。仲裁のための委員会の長は、いずれの締約国の国民又は居住者でもあつてはならない。

(iii) 仲裁人は、それぞれ、任命を受諾する時において、両締約国の権限のある当局、税務当局及び財務省並びに事案によつて直接に影響を受ける全ての者及びその顧問に対して公平でなければならず、かつ、これらの者から独立していなければならず、当該事案に係る仲裁手続を通じて、その公平性及び独立性を維持しなければならず、並びに当該仲裁手続の後の妥当な期間において、当該仲裁手続に関して仲裁人が公平であり、かつ、独立しているという外観を損なうおそれのある行為を行つてはならない。

(b) 両締約国の権限のある当局は、仲裁人及びその職員が、仲裁手続の実施に先立つて、次条2及び両締約国の関係法令に規定する秘密及び不開示に関する義務に従つて仲裁手続に関する情報を取り扱う

ことについて書面によつて合意することを確保する。

- (c) この条及び次条の規定並びに情報の交換、秘密及び行政支援に関する両締約国の法令の適用上、仲裁人及びその職員（仲裁人一人について三人までに限る。）並びに仲裁人の候補者は、情報（当該候補者については、当該候補者が仲裁人の要件を満たすことができることを確認するために必要な範囲に限る。）の開示を受けることができる者又は当局とみなす。仲裁のための委員会又は仲裁人の候補者が受領する情報及び両締約国の権限のある当局が仲裁のための委員会から受領する情報は、次条1の規定に基づいて交換された情報とみなす。

8

- (a) 仲裁決定は、最終的なものとする。

- (b) 仲裁決定は、いずれかの締約国の裁判所による最終的な決定によつて当該仲裁決定が無効とされる場合には、両締約国を拘束しない。この場合には、5に規定する仲裁の要請は、行われなかったものとし、仲裁手続（7(b)及び(c)並びに11の規定に係るものを除く。）は、行われなかったものとする。

この場合には、両締約国の権限のある当局が新たな仲裁の要請は認められないことについて合意する場合を除くほか、新たな仲裁の要請を行うことができる。

(c) 仲裁決定は、先例としての価値を有しない。

9 (a) 事案によつて直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合には、当該事案について、両締約国の権限のある当局による更なる検討は、行われな
い。

(b) 事案によつて直接に影響を受けるいずれかの者が、当該事案に係る仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意についての通知がその者に送付された日の後六十日以内に、裁判所若しくは行政審判所に対し当該合意において解決された全ての事項に関する訴訟若しくは審査請求を取り下げない場合又は当該合意と整合的な方法によつて当該事項に関する係属中の訴訟手続若しくは行政手続を終了させない場合には、当該合意は、当該事案によつて直接に影響を受ける者によつて受け入れられなかつたものとする。

10 この条の規定の適用上、仲裁の要請が行われてから仲裁のための委員会がその決定を両締約国の権限のある当局に送付するまでの間に、次の(a)から(c)までの規定のいずれかに該当する場合には当該事案に関する仲裁手続は終了し、次の(a)又は(b)の規定に該当する場合には当該事案に関する相互協議手続も終

了する。

- (a) 両締約国の権限のある当局が、2の規定に従い当該事案を解決するための合意に達する場合
 - (b) 当該事案の申立てをした者が、仲裁の要請又は相互協議手続の申立てを撤回する場合
 - (c) 当該事案の未解決の事項についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が決定を行う場合
- 11 各締約国の権限のある当局は、自らの費用及び自らが任命する仲裁人の費用を負担する。両締約国の権限のある当局が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁のための委員会の長の費用その他仲裁手続の実施に関する費用は、両締約国の権限のある当局が均等に負担する。

12 5から11までの規定は、次の事案については、適用しない。

(a) 第四条3の規定に該当する事案

(b) 評価することが困難な無形資産に関する第九条1に規定する状況における利得の更正に関する事案。ただし、当該更正が、当該更正をする締約国の法令の期間制限に関する規定及び同条3の規定の下において当該更正をすることができる課税年度に関してなされるものであつて、これらの規定の下において当該更正をすることができない他の課税年度に行われた評価することが困難な無形資産に係

る取引に関するものである場合に限る。

第十七条

1 条約第二十五条のA2を次のように改める。

2 1の規定に基づいて一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、当該租税に関する執行若しくは訴追、当該租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。第一文から第三文までの規定にかかわらず、一方の締約国が受領した情報は、両締約国の法令に基づいて他の目的のために使用することができる場合において、当該情報を提供した他方の締約国の権限のある当局がそのような使用を許可するときは、他の目的のために使用することができる。

2 条約第二十五条のA5第二文を削る。

第十八条

1 条約の議定書 1 を次のように改める。

1 条約のいかなる規定にもかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、条約に基づく特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであつたと判断することが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与えることが条約の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除くほか、その所得については、当該特典は、与えられない。

2 条約の議定書 2 の次に次の 3 を加える。

3 条約第七条 3 及び第九条 2 の規定に関し、一方の締約国は、他方の締約国によって行われた調整が条約第七条 2 又は第九条 1 に定める原則に照らして正当なものであり、かつ、その原則に基づいて算定された額に関して正当なものであることについて同意する場合に限り、条約第七条 3 又は第九条 2 の規定に従って調整を行う義務を負うことが了解される。

3 条約の議定書 3 中「2 (a) 及び」を削る。

4 条約の議定書4中「第十一条3及び」を削る。

5 条約の議定書3、4及び5をそれぞれ条約の議定書4、5及び6とする。

第十九条

1 各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この議定書の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この議定書は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この議定書は、次のものについて適用する。

(a) 日本国においては、

(i) 課税年度に基づいて課される租税に関しては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(ii) 課税年度に基づかないで課される租税に関しては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に課される租税

(b) スイスにおいては、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に支払われ、又は貸記される額

(ii) その他の租税に関しては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度

3 2の規定にかかわらず、第十六条1の規定によって改正される条約第二十五条1の規定は、当該規定の対象となる租税が課される日又は当該租税に係る課税年度にかかわらず、この議定書の効力発生の日から適用する。

4 2の規定にかかわらず、第十六条2の規定によって改正される条約第二十五条5から12までの規定は、この議定書の効力発生の日から次のものについて適用する。

(a) この議定書が効力を生ずる日において両締約国の権限のある当局による検討が行われている事案。当該事案の未解決の事項は、この議定書が効力を生ずる日の後三年を経過するまでは、仲裁に付託されない。

(b) この議定書が効力を生ずる日の後に両締約国の権限のある当局による検討が行われる事案

5 この議定書は、条約が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千二十一年七月十六日にベルンで、ひとしく正文である日本語、ドイツ語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

白石興二郎

スイス連邦政府のために

シュテファン・フリユツキガー